

# 公益社団法人沖縄県地域振興協会事務局組織規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）の事務の適正かつ能率的な遂行を図るため事務局の組織、職制及び事務の分掌を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 事務局に地域振興部を置く。

## (部の業務)

第3条 部の分掌事務は、別表のとおりとする。

## (職の設置及び職務)

第4条 事務局に事務局長及び部長を置き、次の表の左欄に掲げるその他の職を置くことができる。その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表右欄に掲げる職務を行うものとする。

職	職務
事務局 長	事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
部 長	部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主 幹	分担事務を処理する。
主 査	分担事務を処理する。
主 任	困難な事務に従事する。
主 事	事務に従事する。

## 2 削除

第5条 削除

## (事務の委託)

第6条 会長が必要と認めるときは、団体等に事務の一部を委託することができる。

(臨時職員)

第7条 会長は、第4条に規定する職員のほか、業務上必要があるときは雇用期間を定めて臨時職員を採用することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和56年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

部 名	分 掌 事 務
地域振興部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本財産及びその他の資産の管理に関すること</li> <li>2. 現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること</li> <li>3. 予算、決算の調整及び経理に関すること</li> <li>4. 事業計画の策定に関すること</li> <li>5. 寄付金、会費の徴収に関すること</li> <li>6. 職員の人員及び福利厚生に関すること</li> <li>7. 職員の給与及び旅費等の支給に関すること</li> <li>8. 定款及び諸規程の制定改廃に関すること</li> <li>9. 総会及び理事会に関すること</li> <li>10. 公印の管守に関すること</li> <li>11. 業務の委託に関すること</li> <li>12. 登記に関すること</li> <li>13. 文書の収発、編さん及び保存に関すること</li> <li>14. 協会業務の企画立案に関すること</li> <li>15. 委員会に関すること</li> <li>16. 市町村が実施する被害者等に係る助成事業に関すること</li> <li>17. 県・市町村その他の団体が実施する地域振興等に係る助成事業に関すること</li> <li>18. 報告書等の作成及び発行に関すること</li> <li>19. 対米請求権問題に係る調査研究に関すること</li> <li>20. その他協会の目的を達成するために必要な事業に関すること</li> </ol>